

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年11月10日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、広島県河川区域内占用料等徴収条例（平成11年広島県条例第36号。以下「河川徴収条例」という。）に基づき、平成12年度、13年度、14年度及び15年度（上半期分）について、砂防指定地内の二級河川ごとに該当する橋の数と徴収した土地占用料の額（暦による年額。平成15年度は、広島県砂防指定地管理条例（平成14年広島県条例第47号。以下「砂防管理条例」という。）に基づく占用料）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、砂防管理条例を所管する砂防室と河川徴収条例を所管する河川管理室を担当部署とし、それぞれの所掌事務につき決定を行った。このうち、砂防室の所掌事務分については、平成15年度（上半期分）に砂防指定地内の二級河川ごとに砂防管理条例に基づき徴収した橋の土地占用料の額を示した行政文書（以下「本件対象文書」という。）につき、平成15年11月25日付けで不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成16年1月13日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

広島県土木建築部河川砂防総室砂防室は、自らが条例の規定に係る重要な職責を放棄している旨の怠慢であることを公文書（不存在通知）で明記していることになる。しかし、砂防指定地内の二級河川ごとに該当する橋の数と徴収した土地占用料の額を開示請求しているにもかかわらず、いくら徴収しているか記録した文書がないと回答するなど、広島県が条例違反を組織的に行っている

とは考え難いところである。

したがって、開示請求書に記載した文書は、常識的には存在する文書であり、砂防総室は不適法な処分を行った疑義があることから、速やかに文書を開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備を占用しようとする者は、砂防管理条例第4条第1項の規定に基づき知事の許可（以下「占用許可」という。）を受けなければならない。

また、県は、占用許可を受けた者から砂防管理条例第12条の規定に基づき占用料を徴収することができるが（この規定は、附則第3項の規定により、施行日である平成15年4月1日以後に占用許可を受けた者について適用される。）、当該土地が河川法（昭和39年法律第167号）の適用される一級河川又は二級河川の河川区域内である場合においては、河川徴収条例の規定により広島県が平成15年3月31日以前から占用料を徴収しており、砂防管理条例に基づく占用料は、重複して徴収しない。

したがって、砂防指定地内の二級河川については、砂防管理条例に基づく占用料の額を示した文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件請求のうち、砂防室が所掌する、平成15年度上半期において砂防管理条例に基づき土地占用料を徴収している橋に係るものであり、実施機関は、作成又は取得していないため、不存在とした。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、河川法の適用される一級河川又は二級河川の河川区域内にある占用物件は、河川徴収条例の規定により占用料を徴収しており、砂防管理条例に基づく占用料は重複して徴収しないと説明する。

当審査会において、砂防指定地内の二級河川における占用物件の占用料の徴収について実施機関に確認したところ、「砂防設備占用料に係る減免基準」により、河川徴収条例に基づく占用料を徴収する場合、砂防管理条例に基づく占用料は免除していると説明があった。

当審査会において、「砂防設備占用料に係る減免基準」を見分したところ、当該減免基準は、砂防管理条例が平成15年4月1日から施行されることに伴い、実施機関が砂防設備占用料の事務の取扱いを定めたもので、当該減免基準に、河川管理者が河川徴収条例に基づく土地の占用料を徴収する場合は、砂防管理条例に基づく占用料は免除する旨が記載されていた。

したがって、砂防指定地内の二級河川における占用物件の占用料は、砂防管理条例に基づき徴収していないのであるから、砂防管理条例に基づく占用料の額を示した行政文書が存在しないという実施機関の説明は当然である。

また、砂防管理条例に基づく占用料を徴収していないのであるから、砂防管

理条例に基づく占用料を徴収した橋の数を示した行政文書が存在しないことも明らかである。

以上のことから、実施機関が行った不存在を理由とする本件処分は妥当である。

3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 25	・ 諮問を受けた。
16. 8. 26	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 5. 31	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
18. 6. 13	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 8. 1	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 8. 16	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
25. 4. 23 (平成 25 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
25. 5. 23 (平成 25 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
松 本 亮	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授